

多文化社会カナダのバイリンガル国家運営 英語 とフランス語が国民をつなぐ

著者	矢頭 典枝
雑誌名	Global communication studies = グローバル・コミュニケーション研究
号	7
ページ	123-134
発行年	2019-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1092/00001569/

多文化社会カナダのバイリンガル国家運営 ——英語とフランス語が国民をつなぐ——

矢 頭 典 枝

Bilingual Government of Multicultural Canada:

English and French Unite Canadians

YAZU Norie

ポイント

- 近年、約 30 万人の移民を受け入れるカナダは、複雑な多民族・多言語状況を呈している。
- 国家レベルでは公用語政策、唯一のフランス語圏であるケベック州ではフランス語化政策が施行されている。
- カナダの英語圏では「多文化主義」、フランス語圏ケベック州では「間文化主義」という政策のもと、移民の統合が図られている。

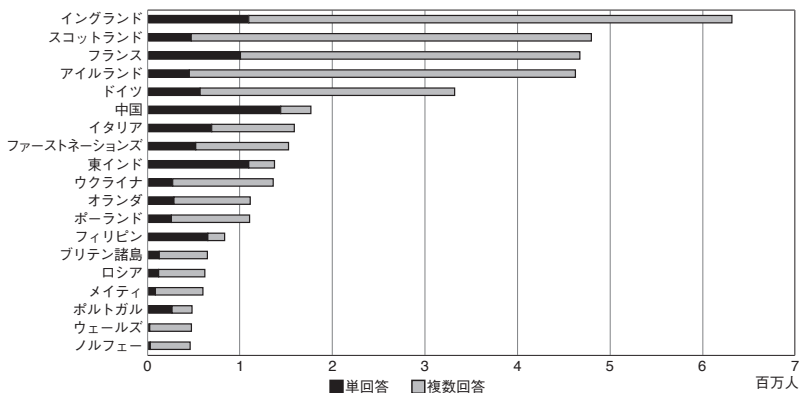
キーワード：公用語法、フランス語憲章、アングロフォン、フランコフォン、多文化主義、間文化主義、フランス語イマージョン教育

1. 統計データにみる複雑な多民族・多言語状況

1.1. 移民受け入れと多民族化

カナダは英語とフランス語を公用語とする寛大な移民受け入れ国として知られる。カナダ政府は、連邦結成（建国）100周年の1967年に開かれた移民政策の施行を開始し、150周年を迎えた2017年には年間約30万人もの移民を世界中から受け入れた。カナダの国勢調査では民族と言語に關す

図1 カナダ人の民族・文化的出自の上位(2016年)(単位:百万人)



出典: Statistics Canada (2017a) より筆者作成

る状況が詳細に公表され、「民族・文化的出自」のほかに、言語に関しては「母語」「家庭言語」「公用語の知識」が分析されている。

カナダ統計局の2016年国勢調査では、カナダの総人口は3,600万人を超え、250以上の民族的・文化的出自に分類されている。図1が示すように、最も多いのは、カナダの建国二大民族といわれるイギリス系(イングランド系、スコットランド系、アイルランド系、ウェールズ系など)とフランス系であり、ドイツ系、中国系、イタリア系、ファーストネーションズ(北米インディアン)がこれに続く。現在、移民としてカナダに渡った人たちはカナダ人口の21.9%を占めている。近年ではアジアからの移民が過半数を超え、中国とインドからの移民が最も多い傾向があった。最新の統計では2011-16年の5年間に120万人以上の移民が受け入れられ、フィリピンからの移民が最も多く、インド、中国、イラン、パキスタン、アメリカ合衆国、シリア、英国、フランス、韓国がこれに続いた(Statistics Canada, 2017a)。なお、シリアからの移民は、2015年に発足したJ.トルドーの自由党政権の方針で受け入れられた難民であり、2017年までに4万人以上が受け入れられている。

近年、異民族結婚による混血が増加する傾向が加速し、2016年の国勢調

査では国民の 41.1% が複数回答し、混血であることを報告している。図 1 で民族集団別に複数回答率をみれば、イギリス系は 86.6%、フランス系は 78.4% であり、移民した時期が早かったドイツ系 (82.9%) とウクライナ系 (79.9%) も高く、北欧系のノルウェー系 (92.2%) は殊のほか高く、ファーストネーションズ (65.5%) も高い。今後も混血は増加するとみられる。

さらに非白人である「ヴィジブル・マイノリティ」(カナダ先住民を除く) が総人口に占める比率は、2006 年に 16.2%、2011 年に 19.1% であったが、2016 年に 22.3% に上昇し、2036 年には 34.4%、つまりカナダ人口の 3 分の 1 以上を占めると推測されている。移民が集中するカナダの二大都市の人口に焦点を当てれば、2016 年、トロントはついに 51.5%、ヴァンクーヴァーは 51.6%、つまり過半数がヴィジブル・マイノリティによって占められている、との国勢調査結果が出た (Statistics Canada, 2017b)。

1.2. 母語と家庭言語

さて、近年の移民の流入がカナダの言語別人口構成にどのような影響を与えているか、という点についてカナダ統計局の「母語 mother tongue」と「家庭言語 home language」のデータに基づいて分析しよう。カナダ統計局は「母語」を「幼少期に最初に習得し、現在でも理解できる言語」と定義している。表 1 が示すように、2016 年の国勢調査では、カナダ全体の母語人口は、英語が 56%、フランス語が 20.6%、その他の言語が 21.1% となっている。2016 年の国勢調査で初めて母語人口で「非公用語」がフランス語を上回ったことは画期的である。現在、母語としての「非公用語」の上位 10 言語は、北京語、広東語、パンジャビ語、タガログ語、スペイン語、アラビア語、イタリア語、ドイツ語、ウルドゥー語、ポルトガル語である。

州別では、「非公用語」は移民が集中するトロントとヴァンクーヴァーがあるオンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州でそれぞれ 26.7% と 27.6% で高い。なお、スナヴト準州で 65.4% を占める「非公用語」は、住民の大半を占めるイヌイットの言語である。

なお、日常生活における現在の使用言語は「家でもっともよく話される言語」と定義される「家庭言語」で表される。これを詳細に示した図 2 を

表1 「母語」別人口比(2016年)(単位: %)

	英語	フランス語	非公用語
カナダ全体	56.0	20.6	21.1
ニューファンドランド・ラブラドール州	96.9	0.5	2.3
プリンス・エドワード・アイランド州	90.8	3.4	5.1
ノヴァ・スコシア州	91.0	3.2	4.9
ニュー・ブランズウィック州	64.2	31.4	3.1
ケベック州	7.5	77.1	13.2
オンタリオ州	66.9	3.7	26.7
マニトバ州	71.4	3.2	22.9
サスカチュワン州	82.4	1.4	14.5
アルバータ州	74.3	1.8	21.6
ブリティッシュ・コロンビア州	68.9	1.2	27.6
ユーコン準州	81.9	4.4	11.8
ノースウェスト準州	76.8	2.8	18.4
ヌナヴト準州	30.9	1.7	65.4

出典: Statistics Canada, 2016 Census より筆者作成

みれば、ふだん英語のみを家で話しているカナダ人は63.7%であり、その他の言語との併用を合わせると68%を超える。フランス語を普段話すカナダ人は20%であり、カナダ全体で見れば少数派である。州別にみれば、ケベック州はフランス語のみを家で話す人々が多数派(79%)で、その他の言語との併用を合わせると82%を超え、カナダ唯一のフランス語圏である。また、ニュー・ブランズウィック州は家で英語のみ話す人々が多数派であるが、フランス語を話す人々が28%存在する。ケベック州、ニュー・ブランズウィック州、そしてイヌイット語が過半数によって話されるヌナヴト準州以外は、カナダは圧倒的に英語圏であるといえる。なお、カナダでは、普段の生活で主に英語を話す人々のことをアングロフォン(anglophone)、フラ

多文化社会カナダのバイリンガル国家運営

表2 「家庭言語」別人口比(2016年)(単位: %)

	英語のみ	フランス語のみ	非公用語のみ	両公用語	英語と非公用語	フランス語と非公用語	両公用語と非公用語
カナダ全体	63.7	20.0	11.5	0.5	3.7	0.4	0.2
ニューファンドランド・ラブラドール州	98.0	0.2	1.3	0.1	0.4	0.0	0.0
プリンス・エドワード・アイランド州	94.1	1.6	3.2	0.2	0.8	0.0	0.0
ノヴァ・スコシア州	94.7	1.6	2.5	0.2	1.0	0.0	0.0
ニュー・ブランズウィック州	68.7	28.0	1.7	1.0	0.5	0.0	0.0
ケベック州	9.7	79.0	7.3	1.1	0.7	1.7	0.5
オンタリオ州	77.6	2.1	14.4	0.3	5.4	0.1	0.1
マニトバ州	82.1	1.3	11.5	0.2	4.8	0.0	0.1
サスカチュワン州	89.1	0.4	7.4	0.1	3.0	0.0	0.0
アルバータ州	82.6	0.7	12.0	0.2	4.4	0.0	0.1
ブリティッシュ・コロンビア州	79.0	0.4	15.6	0.1	4.8	0.0	0.1
ユーコン準州	90.7	2.4	4.5	0.3	1.9	0.0	0.1
ノースウェスト準州	87.7	1.5	8.2	0.3	2.2	0.0	0.1
ヌナヴト準州	46.7	1.0	50.6	0.1	1.6	0.0	0.0

出典: Statistics Canada, 2016 Census より筆者作成

ンス語を話す人々のことをフランコフォン (francophone) と呼んでいる。

2016年の統計によれば、移民の70%が英語とフランス語を母語としな
い。これらの移民の若い世代は、カナダで教育を受けることから、成人す
るにつれて英語圏では英語、フランス語圏ではフランス語の方が第一言語
になってしまう。英語に関しては、家庭言語別人口が母語別人口を上回
り、非公用語に関しては逆に母語別人口が家庭言語別人口を上回っている
のが顕著である。これは、移民の多くがアングロフォン化されている状況
を示す。

1.3. 公用語の知識

表3は、カナダ国民が国の二つの公用語を話せるか、という点を示す。

「両公用語」を話せるバイリンガルなカナダ人は少なく、最新の国勢調
査で過去最高の水準に達したものの、17.9%にすぎない。州別にみれば、
両公用語を話せる人口の比率が最も高いのは、フランス語圏のケベック州
(44.5%)であり、フランコフォンが多く住むニュー・ブランズウィック州
(33.9%)も多い。この二つの州以外では、英語しか話せない国民が圧倒的
に多いことに留意して、言語政策と関連付けたい。

2. 言語政策

2.1. 国家レベルの公用語政策

カナダが公用語法 (Official Languages Act) を制定し、英語とフランス語
を国家の公用語として宣言したのは1969年であり、現行の新移民法が制
定された2年後であった。同法制定の目的は流入し始めた移民の統合では
なく、当時懸念されていたケベック州のカナダからの分離独立の回避で
あった。カナダ連邦政府は、ケベック州のフランコフォンの政治的疎外感
を取り除き、カナダの二大建国民族が平和裏に共存する社会を構築するに
は、英語とフランス語の対等性を確立し、それを象徴的に示す法律を制定
する必要があると考えたのである。

当初の公用語法は政策の理念を打ち出す性格が強く、詳細な政策につい

多文化社会カナダのバイリンガル国家運営

表3 「公用語の知識」別人口比 (2016年) (単位: %)

	英語のみ	フランス語のみ	両公用語	どちらも話さない
カナダ全体	68.3	11.9	17.9	1.9
ニューファンドランド・ラブラドール州	94.8	0.0	5.0	0.2
プリンス・エドワード・アイランド州	86.4	0.1	12.7	0.9
ノヴァ・スコシア州	89.2	0.1	10.5	0.3
ニュー・ブランズウィック州	57.2	8.6	33.9	0.3
ケベック州	4.6	50.0	44.5	0.9
オンタリオ州	86.0	0.3	11.2	2.5
マニトバ州	90.0	0.1	8.6	1.3
サスカチュワン州	94.5	0.0	4.7	0.7
アルバータ州	91.9	0.1	6.6	1.5
ブリティッシュ・コロンビア州	89.8	0.0	6.8	3.3
ユーコン準州	85.6	0.3	13.8	0.4
ノースウェスト準州	89.0	0.2	10.3	0.5
ヌナウト準州	89.8	0.2	4.3	5.7

出典: Statistics Canada, 2016 Census より筆者作成

では明記されていないが、1988年に全面改定され、国民への両公用語による行政サービスの提供地域・部局の指定基準や連邦公務員の仕事言語などについての詳細が設定された。公用語法の適用範囲は基本的には立法、司法、行政の公的部門であるが、公共性の高い民間部門（その多くが元国営企業）、すなわち航空、鉄道などの運輸業、空港や鉄道の駅などの民間の運営会社なども該当する。カナダの航空会社の便で英語とフランス語のアナウンスがあるのはこのためである。同法でとりわけ強調されているのが、公用語少数派（ケベック州内のアングロフォン、ケベック州外のフ

ランコフォン)の言語教育権の保障であり、彼らが自分たちの言語で教育を受けられるための詳細な規定も設定された。

また、1988年公用語法は連邦政府の新しい方針として「カナダ社会における英語とフランス語の両方の完全な承認と使用を促進すること」(公用語法第7部41条b)を打ち出し、公的部門の枠を超え、各方面で「奨励」されるようになった。最も強調されたのが、公用語教育の推進であり、カナダ国民が英語とフランス語を学び、公用語として認知、尊重することが奨励された。そのため、カナダの公立学校の義務教育において、通常、英語圏ではフランス語の授業が、フランス語圏では英語の授業が行われる。第二に、民間のビジネスに対しては両公用語による国民へのサービスの提供が「奨励」される。このため、大手の銀行などカナダの大企業の多くは顧客の要求に対して両公用語で対応する体制をとっている。第三に、内外にカナダの「バイリンガルな特性」を認知、推進させるため、国家的・国際的イベントは両公用語で執り行われる。

なお、カナダで販売されている商品や製品は英語とフランス語で表示されているが、これは公用語法の規定ではなく、1974年に制定された「消費者のためのパッケージ・ラベル法」による規定による。

カナダの公用語政策は制度上のバイリンガリズムであり、公用語法で規定する連邦公務員には英語とフランス語のバイリンガルになることを要求するが、一般の国民一人一人にはそれを要求していない。連邦政府側は国民の必要に応じて両公用語によるサービスを提供し、国民が公用語を認知する体制を整えているのである。

公用語政策はカナダに様々な変化をもたらした。公用語の効力を最も実感できるのは英語圏(ケベック州以外)に住むフランコフォンである。公用語法に基づき、公用語少数派による「相当の需要」があると認定された地域では、その少数派の公用語による学校教育と行政サービスが提供されるようになった。また、連邦公務員に占めるフランコフォンの比率は飛躍的に上昇し、首相や総督を筆頭とする国家の政治的指導者には両公用語能力が求められるようになった。国営放送については英語放送だけでなく、フランス語放送も全国的に普及するようになった。さらに、義務教育では

英語圏でフランス語、フランス語圏では英語が教えられ、カナダの子供たちは普段使わない方の公用語に親しむよう奨励されている。高度なバイリンガルになるため、フランス語で様々な教科を学ぶフランス語イマージョン教育に通学するアングロフォンの子供たちも年々増加し、2017年には40万人に達した。

2.2. ケベック州のフランス語化政策

ケベック州の言語政策は、同州内の多数派であるフランコフォンと彼らの言語であるフランス語の社会的・経済的地位を上昇させることを目的とした。従来、州内最大の商業都市モントリオールでは、少数派のアングロフォンの言語である英語が支配言語であった。多くの大規模なビジネスはアングロフォンが所有し、その業務言語は英語であった。また、ケベック州に定着する移民は英語を使って仕事をし、その子供たちは英語系の学校に通うのが普通であった。こうしたフランコフォンとフランス語の劣勢状況を打開するため、ケベック州政府は1977年に「フランス語憲章 La Charte de la langue française」を制定した。

フランス語憲章は制定当初、214もの条項から成り、ケベック社会におけるフランス語の優位性を明確に規定する非常に強い拘束性を有する法律であった。その適用範囲は、州レベルの立法・司法・行政の言語や公教育の言語のみならず、民間企業や専門職などの仕事言語、商業用看板や広告の表示言語などにも及んだ。また、ケベック州政府は、フランス語憲章担当の大臣職を設け、同憲章の施行を監督する「フランス語局 Office de la langue française」などの言語機関を設置し、同憲章の適用をケベック社会全般に徹底させてきた。

制定当初、フランス語憲章がケベック社会にもたらした変容と波紋は大きかった。特に、教育言語、商業用サイン表示言語、商業活動における仕事言語、という三つの分野については、連日マスコミに取り上げられ、訴訟に発展することもあった。教育言語については、公立の義務教育は基本的にフランス語で行われる、と規定され、例外として英語系の学校に通学を許されたのは、親の少なくとも片方あるいは兄弟の一人がケベック州に

において英語の義務教育を受けた子供たちに限られた。このため、英語系の学校に通っていた移民の子供たち、そして、ケベック州以外で親が英語による教育を受けた子供たちはフランス語系の学校に転校を余儀なくされた。店の看板などの商業用サイン表示に関しては、すべてフランス語のみによる表示が義務付けられた。さらに、中規模以上の民間企業は徹底的なフランス語化プログラムがフランス語局の指導の下で実施され、業務言語のフランス語化が推し進められた。これに対し、アングロフォンは反発し、同憲章が制定された1977年から約5年間の間に約30万人ものアングロフォンがケベック州外に流出した。モントリオールの大企業のアングロフォン経営者たちの多くもこれに含まれた。

フランス語憲章施行後の波紋があまりに大きく、数々の訴訟で敗れたのを受けて、ケベック州政府は、1993年、フランス語憲章の改定法となる86号法を制定し、同憲章の規定の一部を改定した。商業用サイン表示に関しては、条件付きでバイリンガル表示が容認された。教育言語に関しては、カナダ全域で英語による教育を受けた親の子は英語系学校に通うことが認められた。しかし、ケベック州への移民の子供たちはフランス語系の学校に通学しなければならない点は譲らなかった。さらに、企業のフランス語化については、規定を緩和しなかった。

2017年にケベック州はフランス語憲章制定40周年を迎えた。同憲章制定前に比べ、ケベック州(特にモントリオール)の人々の言語使用および言語運用能力に大きな変化がみられた。同憲章制定前、アングロフォンはフランス語能力に乏しい人が多く、移民は英語を習得するのが一般的であった。しかし、同憲章制定後に学校教育を受けたアングロフォンと移民はフランス語を習得し、ケベック社会の共通語がフランス語であることを当然視している。他方で、フランコフォンは同憲章によってフランス語が守られているという安心感に包まれ、英語を余裕で使う姿勢を見せている。

3. 多文化主義／間文化主義と公用語教育

近年、ますます増加する移民が先住のカナダ人と平和裏に共存するた

め、カナダは「多文化主義（マルチカルチュラリズム）」を掲げている。これは国是として初めて1971年に採択され、その後、法的基盤に基づいて実施されてきた。1982年新憲法の「権利及び自由に関するカナダ憲章」（通称「カナダ人権憲章」）27条において、裁判所がカナダの多文化主義の伝統の維持及び発展に資するように憲法解釈を行う責任を保証し（佐藤、2008）、さらに1988年の「多文化主義法」の制定により細かい規定が設けられた。多文化主義とは「多数の民族・エスニック集団で構成されている国民国家が、その構成員である各集団の伝統文化、言語、生活習慣を積極的に保護し、政治的、社会的、経済的、文化的不平等をなくして、国民社会の統合を維持しようとするイデオロギーであり、政策原理である」（綾部、飯野、2010）と定義される。これを実現するために、連邦レベルの省 Canadian Heritage の管轄のもとに様々なプログラムが計画され、それに多額の予算が割り当てられている。

なお、ケベック州では「多文化主義」という語を避け、「間文化主義（インターカルチュラリズム）」という語のもとに移民のケベック社会への統合を模索している。ケベック州の間文化主義とは、同州の州レベルの公用語であるフランス語を各文化間の共通語として制度化し、フランコフォンを中核とした文化的多元社会を管理するモデルとして論じられている（テイラー、プシャル、2011）。移民の流入はときおり主流派との軋轢を生むが、同州では、顕在化してきたマイノリティ宗教集団などをめぐる対立の実態を検証するための委員会が設置され、「妥当なる調整」という概念をもって和解を目指す方法が構築されてきた。

英語圏とフランス語圏に分断され、移民が急速に流入するカナダでは国家統合のために公用語教育が重要となる。各州で移民を対象とした言語統合プログラムが企画され、たとえばオンタリオ州の LINC Program は同州に定住する移民たちの無料英語学習プログラムを提供している。他方で、ケベック州においても同州の移民・多様性・包摂省が無料のフランス語プログラムを提供している。カナダ人口の約3分の2を占めるアングロフォンたちも近年フランス語を学ぶ姿勢を見せ始めている。ますます多文化・多言語化するカナダは、二つの公用語で国民をつなぎ、隣国アメリカ合衆

国とは異なるカナディアン・アイデンティティを模索しよう、というメッセージを発信しているのである。

参考文献

- Ministère de l'Immigration, Diversité et Inclusion du Québec, *Apprendre le français*, retrieved from <https://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/fr/langue-francaise/apprendre-quebec/index.html> 閲覧日 2018年12月30日
- Ontario Council of Agencies Serving Immigrants, *LINC Program*, retrieved from <https://settlement.org/ontario/education/english-as-a-second-language-esl/linc-program/> 閲覧日 2018年12月30日
- Statistics Canada (2016), *Census of Population 2016*
- Statistics Canada (2017a), *Ethnic and cultural origins of Canadians: Portrait of a rich heritage, Census of Population 2016*.
- Statistics Canada (2017b), *Immigration and ethnocultural diversity: Key results from the 2016 Census*.
- 綾部恒雄、飯野正子(2010)「多文化主義の成立と苦悩」『現代カナダを知るための57章』明石書店 74-81頁
- 佐藤信行(2008)「一九八二憲法」『新版 史料が語るカナダ』有斐閣 323-333頁
- チャールズ・テイラー、ジェラルド・ブシャール(2011)『多文化社会ケベックの挑戦——文化的差異に関する調和の実践——ブシャール=テイラー報告——』(竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳)明石書店
- 矢頭典枝(2008)『カナダの公用語政策』リーベル出版
- 矢頭典枝(2009)「フランス語憲章」「アングロフォン」『ケベックを知るための54章』明石書店 154-170頁
- 矢頭典枝(2010)「カナダの公用語政策——英語とフランス語のバイリンガル国家運営」『現代カナダを知るための57章』明石書店 111-117頁
- 矢頭典枝(2012)「英語とフランス語の政治舞台オタワ——バイリンガル首都物語」『カナダを旅する37章』明石書店 187-194頁
- 矢頭典枝(2013)「ケベック・フランス語憲章の社会言語学的分析——言語計画と言語選択の観点から——」『ケベック研究』第5号、日本ケベック学会 43-64頁